

演 題

知財訴訟と文書管理及び留意点

～日常業務で作成する書類が特許侵害訴訟の趨勢を左右する～

内 容

米国特許訴訟では、ディスカバリー手続きにおいて、特許関連資料のみならず、それに関連する社内の開発資料・検討資料・営業資料・メール・メモ類など、様々な文書の提出が求められ、それらの文書の存在によって侵害訴訟の趨勢が左右されることは稀ではありません。

また、所定の手順に従って作成した秘匿特権文書(Privileged document)は、ディスカバリー手続きにおいても提出を回避することができ、裁判への影響を最小にすることができます。

日本企業の文書作成パターンを知り尽くしたHorie弁護士に、米国知財訴訟を考慮した日常の文書管理や秘匿特権文書の作成・管理等について、留意すべき事項を説明していただきます。

講 師

Crowell & Moring LLP
Partner弁護士
Tadashi Horie (堀江雅)



●講師プロフィール

Horie弁護士は、30年以上の経験を有する総合法律事務所のパートナー特許弁士。出願、鑑定・訴訟・ライセンスを担当。長年Super Lawyersに選ばれている経験豊富な特許弁護士。多くの日本企業を代理。シカゴを拠点に全米で活躍。

開催概要

■開催日時 2025年10月17日(金) 13:00～15:00

■参加方法 「会場」または「Web」よりお選びください。

会場： 一般社団法人兵庫県発明協会

神戸市須磨区行平町3-1-12

兵庫県立工業技術センター2F 技術交流館セミナー室II

Web： Zoomウェビナーによるライブ配信

■定員 会場 40名(定員になり次第締め切ります。)

ウェブ 100名(定員になり次第締め切ります。)

■参加費 兵庫県発明協会会員 8,800円/人(税込) (会場・Webとも)

他都道府県発明協会会員 9,900円/人(税込) (会場・Webとも)

一般 14,300円/人(税込) (会場・Webとも)

■申込締切： 10月 3日(金)